

管理 No.	申 153
--------	-------

## 申請に対する処分の審査基準・標準処理期間（個票）

所管部署： 教育部 地域教育課  
( 企画管理係 )

根拠区分	条例・規則
許認可等の名称	使用料の減免
根拠条例・規則の名称／条項	奈良市公民館条例(昭和39年奈良市条例第13号) 8条の3
処分権者	奈良市長
審査基準	<p><b>公民館の使用料の減免は、次の基準により判断する。</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・奈良市公民館条例施行規則(昭和39年奈良市教育委員会規則第3号)第10条</li><li>・奈良市公民館運営要綱(平成20年10月1日制定)第8条</li></ul> <p><b>(関連条文)</b></p> <p><b>【奈良市公民館条例施行規則(昭和39年4月1日教育委員会規則第3号)】</b></p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 条例第8条の3の規定により使用料の減免を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。</p> <p><b>【奈良市公民館運営要綱(平成20年10月1日制定)】</b></p> <p>第8条 条例第8条の3の規定により、使用料を減免することができる場合は、次の各号に該当するときとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 奈良市、教育委員会及び公民館等が主催又は共催する事業のために使用するとき 免除</li><li>(2) 市内の地域団体が住民の福祉向上や地域の課題解決に向けた活動のために使用するとき 免除</li><li>(3) 本市に所在する、ボランティア活動を主とした市民活動団体が地域福祉に貢献するなど行政機能の補完となる活動に使用するとき 免除</li><li>(4) 18歳未満の者を主たる構成員とする団体が学習活動に使用するとき 免除</li><li>(5) 障がい者とその家族が主たる構成員となって組織された団体が学習活動に使用するとき 免除</li></ol> <p>2 前項に規定する使用料の減免を受けることができる団体(以下「減免団体」という。)は、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 構成員の数が5名以上であること。</li><li>(2) 1年以上の事業の活動実績を有し、かつ今後も継続した活動が見込まれる団体であること。</li><li>(3) 団体の代表者が奈良市市民であり、構成員の過半数が奈良市市民であること。</li></ol>
標準処理期間	2週間
最終更新日	平成31年4月1日更新